

外国人材の円滑な受入れに向けた環境の整備等を求める意見書

外国人技能実習制度は、技能移転を通じた開発途上国への国際貢献を目的として平成5年に導入された制度であるが、結果として日本の労働力不足を補っている側面もある。令和2年に全国の労働局や労働基準監督署が監督指導を行った外国人技能実習実施事業者のうち約7割で、労働基準関係法令違反が認められるなど環境整備が十分とは言えない状況である。

また、中小企業をはじめとした人手不足の解消を目的に平成31年4月、新たな在留資格である「特定技能」が創設され、新たな外国人材の受け入れが可能となったが、一定の専門性・技術力を有し即戦力となることが条件であるうえ、新型コロナウイルスの影響もあり受入れは進んでいない。

地方においては、少子高齢化による生産年齢人口の減少に伴う人手不足に対応するために、外国人の労働力が求められているが、外国人材を受け入れる体制が整っていない場合、労働力が確保できないことが懸念される。

よって、国においては、事業者が外国人材を円滑に受入れられる環境を整備するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 外国人が日本で生活するために必要な在留資格手続や社会保険制度をはじめとした各種手続を確実にを行い、日本人労働者と同様の適正な労働条件を確保できるよう、受入企業等に対して、制度や手続に関する十分な情報発信及び監督指導を行うこと。
- 2 人材の確保が困難な地方における外国人材の受入れを促進するため、日本語教育や生活支援に取り組む地方自治体等に対して必要な財政措置の確保・充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月16日

衆議院議長	細田博之	殿
参議院議長	山東昭子	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
総務大臣	金子恭之	殿
法務大臣	古川禎久	殿
外務大臣	林芳正	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
厚生労働大臣	後藤茂之	殿

山形県議会議長 坂本貴美雄